

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 年度)
(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

この様式は令和3年度版です

1 基本情報<共通>

フリガナ	○○ケアサービス					
法人名	○○ケアサービス					
法人所在地	〒 100-1234					
	千代田区霞が関1-2-2 ○○ビル18F					
フリガナ	コウロウ タロウ					
書類作成担当者	厚労 太郎					
連絡先	電話番号	03-3571-0000	FAX番号	03-3571-9999	E-mail	aaa@aaa.aa.jp

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

処遇	特定
TRUE	TRUE

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算のみ計画する場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 年度処遇改善加算の見込額	24,548,640 円		
④ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)		
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)		0	円
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		0	円
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額		0	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		0	円
(ウ)前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 <small>(前年度に特定加算を算定していた場合のみ)</small>		0	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月	～	令和 年 月

【記入上の注意】

- ・ 処遇改善加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)口、5の記載は不要である。
- ・ ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・ ④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以後に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るもの除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 年度処遇改善加算の見込額	24,548,640 円	
④ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	24,674,000 円 <-
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	230,800,000 円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く) 【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	206,126,000 円	
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	234,350,000 円	
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	24,240,000 円	
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	3,984,000 円	
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		
⑤ 賃金改善実施期間	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月	

【記入上の注意】

- ・ ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii) (ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ・ ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・ ④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ・ ④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

緑の部分は直接入力。
それ以外は自動計算です。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
② 処遇改善加算の取得状況			
③ 特定加算の算定対象月			
④ 令和 年度特定加算の見込額(g)	6,715,800 円		
⑤ 賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること)	6,750,000 円		
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	260,300,000 円		
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	253,550,000 円		
(ア)前年度の賃金の総額	282,350,000 円		
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	24,240,000 円		
(ウ)前年度の特定加算の総額	4,560,000 円		
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	000 円		
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	57,600,000 円	148,000,000 円	47,950,000 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	14.3 人	42.5 人	12.0 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	1.2 人	3.5 人	1.0 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	4,027,972 円	3,482,353 円	3,995,833 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (#REF! 円)	#REF! 円	
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ)	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (#REF! 円)	#REF! 円	#REF! 円
※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (#REF! 円)	#REF! 円	#REF! 円
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円)	0 円	0 円
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	6 人(見込)		
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円とすることが必須 <input type="checkbox"/> その他()			
8万円、440万円要件が0名(右上)の場合、チェックが必要です。その他の場合、具体的に記述。			
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月 (12 か月)		

【記入上の注意】

- ⑤ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ⑤ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- ⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものをお除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ⑥ i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ⑥ iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数による事もできる。

(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算					
<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他					
※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし					
「その他」を選択する場合は、具体的な記述が必要です。					
<small>（における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程）</small> <small>則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他（ に関する規定内容）</small>					
<small>○福祉・介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 基本給 月給 ○○○○～○○○○円の増額 時間給 ○○○～○○○円の増額 ※ 上記の額には、平成○年○月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。</small>					
<small>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</small>					
時期の記載、実施済・予定のチェックが必要です。					
<small>29 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)</small>					
こうした記述は必要です。					
<small>○特定の職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定 ①サービス管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤続10年以上の者 ②福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者として勤続10年以上の者 ③強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用) 勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。</small>					
<small>○経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 エック(✓)がない場合その理由</small>					
<small>○給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他</small>					
<small>○業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程</small>					
<small>規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他（</small>					
「その他」を選択する場合は、具体的な記述が必要です。					
<small>○特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある障害福祉人材 月額 ○○○○～○○○○円 他の障害福祉人材 月額○○○○～○○○○円 その他の職種 月額○○○○～○○○○円</small>					
<small>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</small>					
<small>(上記取組の開始時期) 令和 3 年 4 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定)</small>					
こうした記述は必要です。					
ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善					
<small>○各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額に計上する場合は記載</small>					
時期の記載、実施済・予定のチェックが必要です。					
<small>○独自の賃金改善の具体的な取組内容</small>					
<small>○独自の賃金改善額の算定根拠</small>					

3 キャリアパス要件について

次の要件について該当するものに

キャリアパス要件 I 次のイからハまで

- イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

変更がない場合チェック。

継続で変更がない場合も下記のとおりチェックや記述は必要です。

□ 変更なし

該当 該当 非該当

チェックをお忘れずに。

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。

加算 I・II の場合は必ず「該当」 該当 非該当

- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導に、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること

チェックをお忘れずに。

継続で変更がない場合も、こうした記述は必要です。

- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。

加算 I の場合は必ず「該当」 該当 非該当

- イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給

チェックをお忘れずに。

継続で変更がない場合も、こうしたチェックが必要です。

- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。ただし、記載するに当たっては、選択する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進」「キャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善」「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組と特定加算と、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であつてする。

変更がない場合チェック。

継続で変更がない場合も下記のとおりチェックは必要です。

分類	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職集会の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する啓発・激励支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 障害を有する職員の配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護の従事者に対する腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/> 理由:

変更がない場合チェック。
継続で変更がない場合も下記のとおりチェックは必要です。

チェックをお忘れずに。

牛について<特定加算>

の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 全てチェック	及び資格要件を確認しました。
<input checked="" type="checkbox"/>	り目標及び具体的な計画を定めました。
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	一
	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

押印不要

令和 4 年 3 月 15 日 法人名 ○○ケアサービス
代表者 職名 代表取締役 氏名 ○○ ○○